

令和8年3月12日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和8年3月12日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第16号議案

「学校(園)と家庭・地域との良好な関係づくりのために」
方針(案)について(継続審議)

非公開

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第19号議案

白石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康
確保措置実施計画(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(案)

令和8年3月

白石市教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、本市の小・中学校教育職員の働き方改革を進め、適切なワーク・ライフ・バランスを実現することで、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒により質の高い教育環境を提供できるようにする。

(2) 本市の現状

本市では、小中学校の教育職員の在校等時間を確認し、適切な業務管理を行うために、各校に専用の端末を配備し、勤務時間を管理職が管理できる体制を作った。また、各校の時間外在校等時間の記録を提出させ、教育職員の在校等時間の管理及び時間外勤務時間の縮減に取り組んできた。

本市における教育職員の令和6年度時間外在校等時間の状況等は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間 を上回る割合	月80時間 を上回る割合	年間360時間 を上回る割合
小学校	月 24.1時間	4.4%	0%	31.8%
中学校	月 31.8時間	16.8%	0%	59.3%

(各校の時間外在校等時間記録を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年の年次有給休暇取得平均日数(令和6年1月1日～12月31日)】

年間 13.4日 (年度途中で病休、育休等した者を除く)

(年次有給休暇等調査の報告を基に市教育委員会にて集計)

【令和6年度ストレスチェックの状況】

高ストレス者の割合 10% (23人/230人) (市ストレスチェック実施結果より)

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は中学校で、年間360時間を上回る割合が小・中学校で高くなっており、全体の10%の教育職員は高ストレスであることから、学校における働き方改革を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 (令和 11 年度までに)

- 1 ケ月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合を 100%にする
- 1 年間における 1 ケ月時間外在校等時間の平均時間を平均 2 5 時間程度にする
- 年間の時間外在校等時間を 360 時間以内とする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(令和 12 年度までに)

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 1 5 日以上とする (R6 13.4 日)
- ストレスチェックにおける、高ストレス者の割合を 5 %以下にする
(R6 10%)
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画期間 令和 8 年度～令和 12 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間等における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳出歳入予算に組み入れる対象範囲や徴収金業務等の精査を進め、集金業務を一元化ができるシステムの導入を検討し、導入を目指す。

④地域の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、それぞれの地域人材や団体と学校との連絡調整については、特定の職員に責任や負担が集中しないよう、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等からの理不尽で過剰な要求等、学校では対応が困難な事案の対応

- ・保護者に対して、令和8年3月に策定した「学校（園）と保護者・地域との良好な関係づくりのために」や相談窓口（市教育委員会、市青少年相談センター等）の周知を図るとともに、学校が弁護士等の専門家に相談できる環境の構築を目指す。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援ソフトの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において令和11年度までに学校以外が担うことを目指す。

⑧部活動

- ・令和10年度中に、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨授業準備、学習評価や成績処理

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
- ・ AIドリルのさらなる活用を図るとともに、校務支援システムの機能を活用し授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

⑩支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を増やし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援学級等支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検において600点以上を目指す。（R6 470点）
- 時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和11年度までに全校に設置することを目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 白石市教職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領に基づき、所属する教育職員が同要領第2条第1項各号に該当する場合、医師による面接指導を行う。
- 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 全ての小中学校においてストレスチェックを引き続き実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面接指導の干涉を行う。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。
- 早出遅出勤務やテレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、白石市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、白石市で導入している専用端末を活用して把握し、その他の目標についても、年休簿の記録、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けの県教委等が主催する各種研修を周知し、その内容を積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

第20号議案

乳児等通園支援事業の認可・確認について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

乳児等通園支援事業の認可・確認について

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは】

→すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育所等に通っていない、生後6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度。令和8年度から全国の自治体で実施される。

1. 乳児等通園支援事業の認可及び利用定員の確認に関する意見聴取について

乳児等通園支援事業の実施を希望する事業者に対し、市は設備・運営基準に基づき審査のうえ、乳児等通園支援事業の実施施設として、認可を行うこととなる。市の認可にあたっては、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と規定されている。

また、乳児等通園支援事業において利用定員の確認申請があった場合においても、市は子ども・子育て支援法第54条の2第3項の既定により、「乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められている。これらの規定を踏まえ、子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

2. 令和8年度実施事業者の募集・選定について

- ・市内の幼児教育・保育施設事業者に本事業について周知するとともに、市ホームページにおいて事業者を公募（2月12日～2月19日）した。
- ・応募は1事業者からあり、加えて公立施設1か所においても実施予定。

3. 認可・確認に対する意見聴取の対象施設

(1) 令和8年度実施の応募事業者

施設名	白石みのりこども園			
設置運営主体	学校法人 曽根学園			
代表者名	理事長 緒方 芳大			
所在地	白石市福岡深谷字青木3 1 番地			
施設種別	認定こども園			
実施方法	余裕活用型			
設備及び運営に関して				
設備基準	既存の設備で事業を実施 (0歳児 35.99㎡、1・2歳児 57.92㎡)			
職員基準	既存の職員で事業を実施(既存施設の利用 定員の範囲内での子どもの受入れ)			
地域との連携に関する取組	親子交流サロンの開催、育児相談の実施			
事業の概要				
実施日	月曜日から金曜日			
実施時間	8:30～13:00			
利用定員	0歳児:7名、1歳児:2名、2歳児:4名 (13名/日)			
		0歳児	1歳児	2歳児
	定員	9名	12名	12名
	在籍	2名	10名	8名
	※余裕活用型のため、在籍児童を除いて受入れ を行う人数として利用定員を設定。			
利用料金	1時間あたり300円			
給食提供の有無	有(1食300円)			
おやつ提供の有無	有(1食100円)			
事業を提供しない日	土、日、祝日、お盆、年末年始、園行事の日			

※現在、上記事業者は保育所として運営しており、令和8年4月1日から認定こども園へ移行するとして、宮城県へ許可申請済み。本事業の実施にあたり設備等の基準は満たしている。

4. 公立施設での事業実施について

施設名	白石市第二幼稚園
所在地	白石市南町2丁目2番1号
施設種別	幼稚園
実施方法	一般型(専用室独立)
事業の概要	
実施日	月曜日から金曜日
実施時間	9:00~16:00
利用定員	0歳児:3名、1歳児:3名、2歳児:3名 (9名/日)
利用料金	1時間あたり300円
給食提供の有無	無(弁当持参)
おやつ提供の有無	無(おやつ持参)
事業を提供しない日	土、日、祝日、閉園日(8/13~16)、年末年始 (12/29~1/3)

※こども家庭庁通知により、公立施設において当該事業を実施する場合は、認可と認可に関する意見聴取は不要とされているが、利用定員について確認を受ける必要がある。

5. 本市の乳児等通園支援事業の提供体制のまとめ

	実施方法	0歳児	1歳児	2歳児	合計
白石みのり こども園	余裕活用型	7名	2名	4名	13名
白石市 第二幼稚園	一般型	3名	3名	3名	9名
合 計		10名	5名	7名	22名

第21号議案

白石市乳児等のための支援給付に係る支援給付認定
に関する規則(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市乳児等のための支援給付に係る支援給付認定に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に基づく乳児等支援給付認定の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、令、府令及び児童福祉法で使用する用語の例による。

（乳児等支援給付認定の申請）

第3条 法第30条の15第1項の規定により、乳児等支援給付認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、電子情報処理組織（白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年12月19日条例第18号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、前項の申請書に記載すべき事項等を市長に送信することによって、当該書面の提出に代えることができる。

（認定証の交付）

第4条 市長は、法第30条の15第3項の規定により、乳児等支援給付認定を行ったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定申請の却下）

第5条 市長は、法第30条の15第1項の規定による申請について、当該申請に係る保護者が乳児等のための支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請却下

通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の消滅）

第6条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付資格が消滅するときは、速やかに、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（乳児等支援給付認定の変更）

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の17の規定により、府令第28の22第1項各号に掲げる事項を変更する必要があるときは、速やかに、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第8条 市長は、府令第28条の27の規定により、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第6号）の提出があった場合は、乳児等支援支給認定証を再交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第9条 市長は、次に掲げる場合には、乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- （1）乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- （2）乳児等支援給付認定保護者が白石市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- （3）乳児等支援給付認定保護者が第6条の規定に違反したとき。

2 市長は、法第30条の18の規定により、乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知（様式第7号）を交付するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則に基づき行う必要のある事務は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

(宛先)白石市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	☐ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。									
	☐ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。									
	☐ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。									

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ				生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名									
	現住所	〒								
	本年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる		〒						
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる		〒						
	電話番号					メールアドレス				
負担軽減の申請	☐ 有 ☐ 無		※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税納税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。							
転入前の市町村での利用の有無	☐ 有 ☐ 無									
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	☐ 有 ☐ 無									

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		☐ 有 ☐ 無							
	フリガナ					生年月日		児童との続柄		
	氏名									
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒						
	電話番号				メールアドレス					

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数									
	1	フリガナ					生年月日		性別	
		氏名								
		現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒		申請者(保護者)との続柄			
		障害等の有無	☐ 有 ☐ 無		添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他				
		その他配慮すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無		配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等：) ☐ 指示書等の添付) ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>：) ☐ 添付あり / ☐ 添付無し) ☐ その他(具体的に記載：)				
		2	フリガナ					生年月日		性別
	氏名									
	現住所		☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒		申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無		☐ 有 ☐ 無		添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他				
	その他配慮すべき事項の有無		☐ 有 ☐ 無		配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等：) ☐ 指示書等の添付) ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>：) ☐ 添付あり / ☐ 添付無し) ☐ その他(具体的に記載：)				
	3		フリガナ					生年月日		性別
		氏名								
		現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒		申請者(保護者)との続柄			
		障害等の有無	☐ 有 ☐ 無		添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他				
		その他配慮すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無		配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等：) ☐ 指示書等の添付) ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>：) ☐ 添付あり / ☐ 添付無し) ☐ その他(具体的に記載：)				

年 月 日

様

白石市長

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に〇〇市町村を被告として(訴訟において〇〇市町村を代表する者は〇〇市町村長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

様

白石市長

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請却下通知書

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

児童氏名	
児童生年月日	年 月 日生
申請者住所	
申請者氏名	
申請者生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下理由	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に白石市を被告として(訴訟において白石市を代表する者は白石市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

(宛先)白石市長

届出者氏名

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	☐ 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。
	【転出先市町村名 都道府県 市町村 】
	☐ 入所・入園等
	☐ その他()

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 白石市長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	☐ 氏	☐ 住所	☐ 電話番号	☐ その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	☐ 変更前の氏名 () ☐ 変更前の住所 () ☐ 変更前の電話番号 () ☐ その他変更事項 ()
------	---

変更理由	☐ 婚姻 ☐ 引越し ☐ その他（ ）
------	--

乳児等支援支給認定証再交付申請書

(宛先)白石市長

保護者住所

保護者氏名

次のとおり、乳児等支援支給認定証の再交付を申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者氏名		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
児童氏名		保 護 者 との続柄	

申 請 理 由	☐ 破損・汚損 ☐ 紛失 ☐ その他()
---------	--

注1 破損・汚損により再交付を申請する場合は、破損・汚損した乳児等支援支給認定証を添付してください。

2 紛失により再交付を受けた後、紛失した乳児等支援支給認定証を発見したときは、速やかに発見した乳児等支援支給認定証を白石市に返還してください。

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

様

白石市長

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、次のとおり乳児等支援給付認定を取り消しましたので通知します。

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日	年 月 日生
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消理由	

上記の児童に係る乳児等支援支給認定証を、次の返還先に期限までに返還してください。

返還先	
返還期限	年 月 日

※既に乳児等支援支給認定証を白石市に提出されているときは、返還は不要です。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、白石市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に白石市を被告として(訴訟において白石市を代表する者は白石市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第22号議案

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者
負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則
(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例施行規則の一部を改正する規則（案）

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
施行規則の一部を改正する規則（令和6年白石市教育委員会規則第8号）の
一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を削る。

第4条を次のように改め、同条を第5条とする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第3条を次のように改め、同条を第4条とする。

第4条 4月から8月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額によ
り決定し、9月から翌年3月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村
民税額により決定するものとする。なお、利用者負担額の算定にあたって
は別表の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分を用いること
とし、利用者負担額は0円とする。

第2条第2項中「は、別表に定める額とする」を「についても0円とする
」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を次のように改める。

条例第2条第2号に規定する利用者負担額は、0円とする。

第2条第2項として次の1項を加え、同条を第3条とする。

- 2 市長は、教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設又は特定地域
型保育事業所を利用することと決定したときは、利用者負担額を当該教育
・保育給付認定保護者又は法附則第6条第4項に規定する扶養義務者及び
特定教育・保育施設等に通知するものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年
法律第65号。以下「法」という。）及び条例の例による。

別表（第2条関係）を別表（第3条関係）に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
○白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 令和 8 年 3 月 日 教育委員会規則第 8 号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年白石市条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項等を定めるものとする。 <u>（定義）</u> 第 2 条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び条例の例による。 （利用者負担額） 第 3 条 条例第 2 条第 2 号に規定する利用者負担額は、0 円とする。 2 市長は、教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用することと決定したときは、利用者負担額を当該教育・保育給付認定保護者又は法附則第 6 条第 4 項に規定する扶養義務者及び特定教育・保育施設等に通知するものとする。 3 年度途中で子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもが法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに変更となった場合における利用者負担額についても 0 円とする。 （利用者負担額の基準） 第 4 条 4 月から 8 月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額により決定し、9 月から翌年 3 月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村民税額により決定するものとする。<u>なお、利用者負担額の算定にあたっては別表の教育・保育給付認定</u>	○白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則 令和 6 年 2 月 2 9 日 教育委員会規則第 8 号 （趣旨） 第 1 条 この規則は、白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成 2 7 年白石市条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項等を定めるものとする。 （利用者負担額） 第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号の規則で定める額は、別表に定める額とする。 2 年度途中で子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもが法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに変更となった場合における利用者負担額は、別表に定める額とする。 （利用者負担額の基準） 第 3 条 4 月から 8 月までの利用者負担額は、前年度分の市町村民税額により決定し、9 月から翌年 3 月までの利用者負担額は、当該年度分の市町村民税額により決定するものとする。

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
<u>保護者の属する世帯の階層区分を用いることとし、利用者負担額は０円とする。</u> (委任) <u>第５条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</u>	(月途中の利用に係る利用者負担額の算定) 第４条 月途中に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の利用を開始し、又は 終了した場合における法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども（常態的に土曜日に閉所する施設又は事業を利用する場合を除く。）の当該月の利用者負担額は、次の式により算定した額とする。ただし、その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 $\frac{\text{その月の利用者負担額} \times \text{その月の利用可能日数} (25 \text{ 日を超える場合は} 25 \text{ 日とし、実際に利用しなかった日数を含む。)} \div 25 \text{ 日}}{}$ (法附則第６条第４項の規定により市長が定める額) 第５条 法附則第６条第４項の規定により保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る満３歳未満保育認定子どもの年齢等に応じて定める額については、条例第３条及び第２条から前条までの規定を準用する。 (委任) 第６条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附 則 (施行期日) <u>１ この規則は、令和８年４月１日から施行する。</u> (経過措置)	附 則 (施行期日) １ この規則は、令和６年４月１日から施行する。 (経過措置)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案				現 行			
2 この規則の施行の際現に廃止前の白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年白石市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。				2 この規則の施行の際現に廃止前の白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年白石市規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。			
別表（第3条関係）				別表（第2条関係）			
第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表				法第19条第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表			
教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分		階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円	15,900円	C1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ）	16,100円	15,900円
	市町村民税課税世帯であって、その課税額	7,000円	7,000円		市町村民税課税世帯であって、その課税額	7,000円	7,000円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
C	の区	所得割課	19,500	19,200	C	の区	所得割課	19,500	19,200
2	分が	税額48,	0円	0円	2	分が	税額48,	0円	0円
	次の	600円	(9,700)	(9,600)		次の	600円	(9,700)	(9,600)
	区分	未満				区分	未満		
	に該					に該			
	当す	ひとり親	7,000	7,000		当す	ひとり親	7,000	7,000
	る世	世帯	円	円		る世	世帯	円	円
	帯	等				帯	等		
D		所得割課	21,500	21,200	D		所得割課	21,500	21,200
1		税額48,	0円	0円	1		税額48,	0円	0円
		600円	(10,700)	(10,600)			600円	(10,700)	(10,600)
		以上54,	00円	00円			以上54,	00円	00円
		000円					000円		
		未満					未満		
		ひとり親	8,000	8,000			ひとり親	8,000	8,000
		世帯	円	円			世帯	円	円
		等					等		
D		所得割課	23,900	23,500	D		所得割課	23,900	23,500
2		税額54,	0円	0円	2		税額54,	0円	0円
—		000円	(11,900)	(11,700)	—		000円	(11,900)	(11,700)
1		以上57,	00円	00円	1		以上57,	00円	00円
		700円					700円		
		未満					未満		
		ひとり親	8,000	8,000			ひとり親	8,000	8,000
		世帯	円	円			世帯	円	円
		等					等		
D		所得割課	23,900	23,500	D		所得割課	23,900	23,500
2		税額57,	0円	0円	2		税額57,	0円	0円
—		700円	(11,900)	(11,700)	—		700円	(11,900)	(11,700)
2		以上63,	00円	00円	2		以上63,	00円	00円
		000円					000円		
		未満					未満		

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行					
			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
D 3		所得割課税額63, 0 0 0円以上72, 0 0 0円未満		2 6, 3 0 0円 (1 3, 1 0 0円)	2 5, 9 0 0円 (1 2, 9 0 0円)	D 3		所得割課税額63, 0 0 0円以上72, 0 0 0円未満	2 6, 3 0 0円 (1 3, 1 0 0円)	2 5, 9 0 0円 (1 2, 9 0 0円)
			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
D 4 — 1		所得割課税額72, 0 0 0円以上77, 1 0 1円未満		2 8, 8 0 0円 (1 4, 4 0 0円)	2 8, 4 0 0円 (1 4, 2 0 0円)	D 4 — 1		所得割課税額72, 0 0 0円以上77, 1 0 1円未満	2 8, 8 0 0円 (1 4, 4 0 0円)	2 8, 4 0 0円 (1 4, 2 0 0円)
			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
D 4 — 2		所得割課税額77, 1 0 1円以上97, 0 0 0円未満		2 8, 8 0 0円 (1 4, 4 0 0円)	2 8, 4 0 0円 (1 4, 2 0 0円)	D 4 — 2		所得割課税額77, 1 0 1円以上97, 0 0 0円未満	2 8, 8 0 0円 (1 4, 4 0 0円)	2 8, 4 0 0円 (1 4, 2 0 0円)
D 5		所得割課税額97, 0 0 0円以上1 0 1, 0 0 0円未満		3 0, 0 0 0円 (1 5, 0 0 0円)	2 9, 5 0 0円 (1 4, 7 0 0円)	D 5		所得割課税額97, 0 0 0円以上1 0 1, 0 0 0円未満	3 0, 0 0 0円 (1 5, 0 0 0円)	2 9, 5 0 0円 (1 4, 7 0 0円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を
改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
D 6		所得割課 税額10 1,000 円以上1 13,00 0円未満	35,50 0円 (17,7 00円)	34,90 0円 (17,4 00円)	D 6		所得割課 税額10 1,000 円以上1 13,00 0円未満	35,50 0円 (17,7 00円)	34,90 0円 (17,4 00円)
D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,00 0円未満	41,00 0円 (20,5 00円)	40,40 0円 (20,2 00円)	D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,00 0円未満	41,00 0円 (20,5 00円)	40,40 0円 (20,2 00円)
D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,00 0円未満	44,50 0円 (22,2 00円)	43,80 0円 (21,9 00円)	D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,00 0円未満	44,50 0円 (22,2 00円)	43,80 0円 (21,9 00円)
D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,00 0円未満	47,00 0円 (23,5 00円)	46,30 0円 (23,1 00円)	D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,00 0円未満	47,00 0円 (23,5 00円)	46,30 0円 (23,1 00円)
D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,00 0円未満	49,00 0円 (24,5 00円)	48,20 0円 (24,1 00円)	D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,00 0円未満	49,00 0円 (24,5 00円)	48,20 0円 (24,1 00円)
D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,00 0円未満	55,00 0円 (27,5 00円)	54,10 0円 (27,0 00円)	D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,00 0円未満	55,00 0円 (27,5 00円)	54,10 0円 (27,0 00円)
D 1		所得割課 税額30 0円	60,00 0円	59,00 0円	D 1		所得割課 税額30 0円	60,00 0円	59,00 0円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
2		1,000 円以上	(30,000 円)	(29,500 円)	2		1,000 円以上	(30,000 円)	(29,500 円)
備考					備考				
1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。					1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。				
教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			教育・保育給付認定 保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義		子ども・子育て支援法 施行規則（平成26年 内閣府令第44号）第 4条に規定する保育必 要量の認定区分		階層区分	定義		子ども・子育て支援法 施行規則（平成26年 内閣府令第44号）第 4条に規定する保育必 要量の認定区分	
			保育標準時 間	保育短時間 間				保育標準時 間	保育短時間 間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0円	0円	B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0円	0円
C 1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ） であって、その課税額	市町村民 税課税世 帯（均等割 りのみ）	16,100 円 (8,000 円)	15,900 円 (7,900 円)	C 1	市町村民税課税世帯（均等割りのみ） であって、その課税額	市町村民 税課税世 帯（均等割 りのみ）	16,100 円 (8,000 円)	15,900 円 (7,900 円)
		ひとり親 世帯等	7,000 円	7,000 円			ひとり親 世帯等	7,000 円	7,000 円
C 2	の区分が次の	所得割課 税額48,600円	19,500 円 (9,700 円)	19,200 円 (9,600 円)	C 2	の区分が次の	所得割課 税額48,600円	19,500 円 (9,700 円)	19,200 円 (9,600 円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
	区分 に該 当す る世 帯	未満	0 円)	0 円)		区分 に該 当す る世 帯	未満	0 円)	0 円)
		ひとり親 世帯等	7, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円			ひとり親 世帯等	7, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円
D 1		所得割課 税額 4 8, 6 0 0 円 以上 5 4, 0 0 0 円 未満	2 1, 5 0 0 円 (1 0, 7 0 0 円)	2 1, 2 0 0 円 (1 0, 6 0 0 円)	D 1		所得割課 税額 4 8, 6 0 0 円 以上 5 4, 0 0 0 円 未満	2 1, 5 0 0 円 (1 0, 7 0 0 円)	2 1, 2 0 0 円 (1 0, 6 0 0 円)
		ひとり親 世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親 世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
D 2 — 1		所得割課 税額 5 4, 0 0 0 円 以上 5 7, 7 0 0 円 未満	2 3, 9 0 0 円 (1 1, 9 0 0 円)	2 3, 5 0 0 円 (1 1, 7 0 0 円)	D 2 — 1		所得割課 税額 5 4, 0 0 0 円 以上 5 7, 7 0 0 円 未満	2 3, 9 0 0 円 (1 1, 9 0 0 円)	2 3, 5 0 0 円 (1 1, 7 0 0 円)
		ひとり親 世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親 世帯等	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
D 2 — 2		所得割課 税額 5 7, 7 0 0 円 以上 6 3, 0 0 0 円 未満	2 3, 9 0 0 円 (1 1, 9 0 0 円)	2 3, 5 0 0 円 (1 1, 7 0 0 円)	D 2 — 2		所得割課 税額 5 7, 7 0 0 円 以上 6 3, 0 0 0 円 未満	2 3, 9 0 0 円 (1 1, 9 0 0 円)	2 3, 5 0 0 円 (1 1, 7 0 0 円)
		ひとり親 世帯	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円			ひとり親 世帯	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案						現 行					
			等						等		
D 3		所得割課 税額63, 000円 以上72, 000円 未満		26,30 0円 (13,1 00円)	25,90 0円 (12,9 00円)	D 3		所得割課 税額63, 000円 以上72, 000円 未満		26,30 0円 (13,1 00円)	25,90 0円 (12,9 00円)
			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円				ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 4 — 1		所得割課 税額72, 000円 以上77, 101円 未満		28,80 0円 (14,4 00円)	28,40 0円 (14,2 00円)	D 4 — 1		所得割課 税額72, 000円 以上77, 101円 未満		28,80 0円 (14,4 00円)	28,40 0円 (14,2 00円)
			ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円				ひとり親 世帯 等	8,000 円	8,000 円
D 4 — 2		所得割課 税額77, 101円 以上97, 000円 未満		28,80 0円 (14,4 00円)	28,40 0円 (14,2 00円)	D 4 — 2		所得割課 税額77, 101円 以上97, 000円 未満		28,80 0円 (14,4 00円)	28,40 0円 (14,2 00円)
D 5		所得割課 税額97, 000円 以上10 1,000 円未満		30,00 0円 (15,0 00円)	29,50 0円 (14,7 00円)	D 5		所得割課 税額97, 000円 以上10 1,000 円未満		30,00 0円 (15,0 00円)	29,50 0円 (14,7 00円)
D 6		所得割課 税額10 1,000		35,50 0円 (17,7	34,90 0円 (17,4	D 6		所得割課 税額10 1,000		35,50 0円 (17,7	34,90 0円 (17,4

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を
改正する規則（案）

改 正 案					現 行				
		円以上1 13,000 0円未満	00円)	00円)			円以上1 13,000 0円未満	00円)	00円)
D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,000 0円未満	41,000 (20,500円)	40,400 (20,200円)	D 7		所得割課 税額11 3,000 円以上1 25,000 0円未満	41,000 (20,500円)	40,400 (20,200円)
D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,000 0円未満	44,500 (22,200円)	43,800 (21,900円)	D 8		所得割課 税額12 5,000 円以上1 69,000 0円未満	44,500 (22,200円)	43,800 (21,900円)
D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,000 0円未満	47,000 (23,500円)	46,300 (23,100円)	D 9		所得割課 税額16 9,000 円以上1 77,000 0円未満	47,000 (23,500円)	46,300 (23,100円)
D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,000 0円未満	49,000 (24,500円)	48,200 (24,100円)	D 10		所得割課 税額17 7,000 円以上1 98,000 0円未満	49,000 (24,500円)	48,200 (24,100円)
D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,000 0円未満	55,000 (27,500円)	54,100 (27,000円)	D 11		所得割課 税額19 8,000 円以上3 01,000 0円未満	55,000 (27,500円)	54,100 (27,000円)
D 12		所得割課 税額30 1,000 円以上	60,000 (30,000円)	59,000 (29,500円)	D 12		所得割課 税額30 1,000 円以上	60,000 (30,000円)	59,000 (29,500円)

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行								
備考 1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。また、課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）は適用しないものとする。 2 B階層からD1 2階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合で、次の表の左欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園に入所又は地域型保育事業を利用するときは、同表右欄に定める額をその小学校就学前子どもに係る利用者負担額とする。（100円未満の端数は切り捨てとする。） ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合については、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。	備考 1 この表において、「所得割課税額」は、父母の所得割課税額を合算した額とする。ただし、父母いずれも市町村民税が非課税である場合に限り、同居の祖父母のうちいずれか一方、所得の多い者の税額により算定する。また、課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）は適用しないものとする。 2 B階層からD1 2階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合で、次の表の左欄に掲げる小学校就学前子どもが保育所若しくは認定こども園に入所又は地域型保育事業を利用するときは、同表右欄に定める額をその小学校就学前子どもに係る利用者負担額とする。（100円未満の端数は切り捨てとする。） ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合については、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="201 1668 579 1928">(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども</td><td data-bbox="579 1668 778 1928">表で定める利用者負担額</td></tr> <tr> <td data-bbox="201 1928 579 2011">(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該</td><td data-bbox="579 1928 778 2011">表に定める利用者負担額に</td></tr> </table>	(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額	(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1668 1176 1928">(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども</td><td data-bbox="1176 1668 1378 1928">表で定める利用者負担額</td></tr> <tr> <td data-bbox="798 1928 1176 2011">(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該</td><td data-bbox="1176 1928 1378 2011">表に定める利用者負担額に</td></tr> </table>	(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額	(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に
(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額								
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に								
(1) 入所等子どものうち、最年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうちの年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	表で定める利用者負担額								
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該	表に定める利用者負担額に								

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案		現 行	
当する者が2人以上の場合、そのうち年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	2分の1を乗じて得た額（（ ）内の額）	当する者が2人以上の場合、そのうち年長者1人とする。）である小学校就学前子ども	2分の1を乗じて得た額（（ ）内の額）
（3）（1）及び（2）以外の入所等子どもである小学校就学前子ども	0円	（3）（1）及び（2）以外の入所等子どもである小学校就学前子ども	0円
3 市町村民税所得割課税額が、77,101円未満の世帯（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。この表において「ひとり親世帯等」という。）において次のいずれかに該当する場合は、前項の表（1）に該当する者の利用者負担額については、階層区分ごとのひとり親世帯等の欄の額とし、同表（2）に該当する者の利用者負担額については0円とする。 （1） 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯 （2） 次のいずれかに該当する者の属する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者 オ 国民年金法（昭和34年法律第141		3 市町村民税所得割課税額が、77,101円未満の世帯（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。この表において「ひとり親世帯等」という。）において次のいずれかに該当する場合は、前項の表（1）に該当する者の利用者負担額については、階層区分ごとのひとり親世帯等の欄の額とし、同表（2）に該当する者の利用者負担額については0円とする。 （1） 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯 （2） 次のいずれかに該当する者の属する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者 オ 国民年金法（昭和34年法律第141	

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者 （３）生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯	号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者 （３）生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認めた世帯

第23号議案

白石市休日部活動の地域展開推進方針(案)について

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

白石市休日部活動の地域展開推進方針（案）

1. 基本理念

～持続可能な地域活動の創造～

急激な少子化の進行や学校における働き方改革が進む中、学校部活動の在り方を抜本的に見直し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備します。

本市における休日部活動の地域展開は、単に活動主体を学校から地域へ移すことだけを目的としません。生徒一人ひとりが、生涯にわたってスポーツや文化芸術を愛好し、豊かな人生を送るための「生涯スポーツ」「生涯学習」の入り口（受け皿）となる新たな地域活動システムを構築することを目指します。

2. 目標時期とスケジュール

国及び宮城県の「改革実行期間」を踏まえつつ、本市では以下のスケジュールで着実な展開を進めます。

- ・ 令和 10 年度（2028 年度）中：休日部活動の地域展開体制を確立

時期	段階	主な取り組み内容
～令和 9 年度	基盤整備・実証期	・ 受け皿となる運営団体の選定・育成 ・ 指導者人材バンクの構築と研修 ・ モデル事業（先行実施種目）の検証 ・ 保護者・市民への周知と理解促進
令和 10 年度	並走期	・ 最大限の種目において地域クラブ等の受け皿を用意 ・ 学校部活動と地域活動の併用期間（段階的切り替え） ・ 課題の洗い出しと最終調整
令和 11 年度～	完全実施期	・ 休日の学校部活動を廃止し、地域活動へ一本化 ・ 平日の部活動との連携サイクルの確立 ・ 活動プログラムの質の向上と多様化

3. 地域展開の基本方針

(1) 「生涯スポーツ・生涯学習」への転換

従来の「勝利至上主義」「勝利理想主義」「長時間の練習」になりがちな活動から、生徒の興味・関心や技能レベルに応じた多様な活動へと転換します。

- ・ 多様な選択肢：競技志向だけでなく、レクリエーション志向や文化探究など、楽しむことを目的としたコース設定を推奨します。
- ・ 多世代交流：地域住民や高齢者、異校種の学生が共に活動する場を創出し、地域コミュニティの核としての機能を強化します。

(2) 質の高い指導体制の構築

生徒が安全・安心に活動でき、かつ専門的な指導を受けられる体制を整えます。

- ・ **指導者の質保障：**宮城県のガイドラインに準拠し、指導者研修（ハラスメント防止、安全管理、指導法）の受講を必須とします。
- ・ **教員の兼職兼業：**指導を希望する教員が、休日に「地域指導者」として報酬を得て活動できる仕組み（兼職兼業）を整備します。

(3) 持続可能な運営体制（受益者負担の適正化）

活動を持続可能なものとするため、適切な会費徴収（受益者負担）を導入します。ただし、経済的な理由で活動をあきらめることがないよう、市独自の減免制度や支援策を検討します。

4. 運営・連携体制

- ・ **統括団体の設置：**市全体のコーディネーター機能を持つ「（仮称）白石市地域クラブ活動推進協議会」または指定管理団体を設置し、指導者のマッチングや会費管理、保険加入等を一元的にサポートします。
- ・ **施設活用：**学校体育館やグラウンド、公民館、ホワイテキューブ等の公共施設を、地域活動の拠点として優先的に開放・活用します。

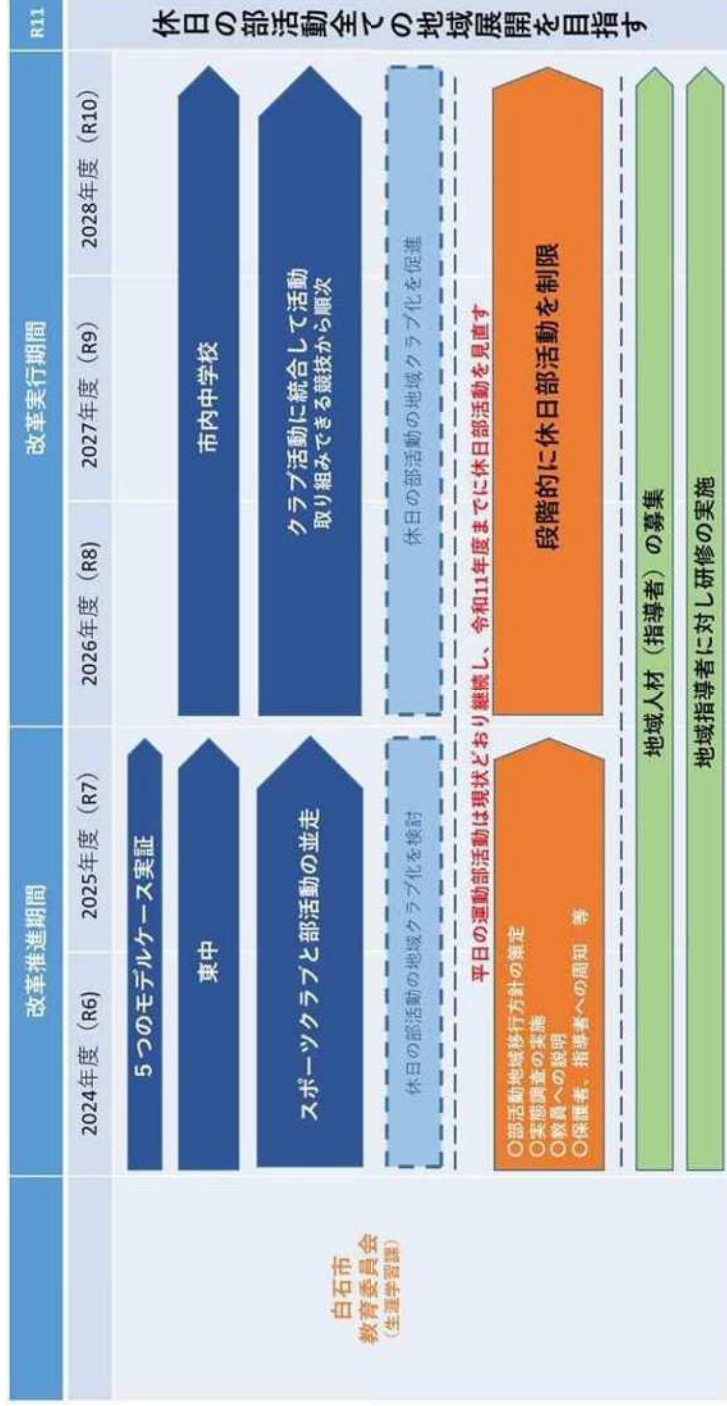
5. 期待される効果

- ・ **生徒にとって：**専門的な指導を受けられる機会の増加と、学校以外の居場所づくり。生涯にわたる趣味・特技の発見。
- ・ **教員にとって：**休日出勤の減少によるワーク・ライフ・バランスの実現と、本来の教育活動への専念。
- ・ **地域にとって：**地域人材の活躍の場の創出と、スポーツ・文化を通じた地域コミュニティの活性化。

今後の方向性

地域連携・地域展開の推進に向けたロードマップ

白石市 運動部活動地域展開スケジュール（案）



第24号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(白石市社会教育
委員)(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 2 4 号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

1 教育功労者

○氏 名	小関 俊昭
住 所	白石市城南 2 丁目 7 番 7 号
内 容	令和 8 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となった 白石市社会教育委員について、8 年以上就任し、 特に功績があったため

令和 8 年 3 月 1 2 日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第25号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(白石市地区公民館長)(案)

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 25 号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

1 教育功労者

○氏 名 鈴 木 春 夫

住 所 白石市大平中目字八ツ森脇 59－2

内 容 令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となった
地区公民館長について、6 年以上就任し、特に
功績があったため

○氏 名 大 槻 恒 夫

住 所 白石市大鷹沢大町字関根 351－1

内 容 令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となった
地区公民館長について、6 年以上就任し、特に
功績があったため

令和 8 年 3 月 12 日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第26号議案

白石市社会教育委員の任命について(案)

秘密会のため非公開

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第27号議案

白石市地区公民館長の任命について(案)

秘密会のため非公開

令和8年3月12日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典